



申請・届出の適用地域について

登録自動車の保管場所証明申請、保管場所の位置の変更の届出及び軽自動車の保管場所の届出並びに標章交付申請は、登録自動車については**自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令附則第2項第1号**に規定する地域、軽自動車については**同項第2号**に規定する地域となっております。

■ 登録自動車 ■

県内の市町 ・ 旧越智郡朝倉村

■ 軽自動車 ■

松山市・今治市・新居浜市



平成12年6月1日における区域です。市町村合併後に適用地域になった地域については、政令が改正されるまで適用対象となりませんので、ご注意ください。